

甲斐市固定資産税の軽減措置



1 固定資産税の軽減

新型コロナウイルス感染症経済対策として中小事業者等の税負担を軽減するため、令和3年度固定資産税に限り、事業用家屋及び償却資産を収入の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

2 対象者

- ・資本金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員数1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数1,000人以下の個人

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を除く。

3 軽減割合及び軽減措置の対象となる固定資産

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	軽減割合
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

4 対象資産（※令和3年1月1日基準日）

- ①事業用家屋
※事業用と居住用部分が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減対象となります。
- ②償却資産

5 提出書類

- (1) 特例申告書
- (2) 特例対象資産一覧
- (3) 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（コピー可）
 - ①会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類
 - ②収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合は猶予金額及び期間等を確認できる書類
 - ③固定資産税課税明細書など事業用家屋の用途であることを確認できる書類
併用住宅の場合は青色申告決算書や見取り図など特例対象家屋の事業専用割合を示す書類
 - ④令和3年度償却資産申告書の控え（コピー可）

裏面に続く



6 申告までの流れ

①特例申告書に必要な事項を記入します。事業用家屋を所有する場合は別紙も記入してください。



②上記3に記載した書類を認定経営革新等支援機関等に提出し、要件を満たしていることの確認を受けます。

(特例申告書裏面の「認定経営革新等支援機関等確認欄」に記名・押印)

※商工会は商工会員のみ受け付けますので、会員以外の方は認定を受けた税理士、公認会計士、弁護士、金融機関等へご相談ください。

※ご相談の際は、3密を避けるため事前の予約をお願いします。



③上記3に記載した書類を甲斐市税務課あてに提出します。

※特例申告書については認定経営革新等支援機関等の確認を受けていることが必要です。

軽減措置の流れ (イメージ)



詳しくは中小企業庁ウェブサイト <https://www.chusho.meti.go.jp> をご確認ください。

様式等は甲斐市ウェブサイト <https://www.city.kai.yamanashi.jp> 新着情報及び緊急情報 (新型コロナウイルス関係) をご参照ください。

7 申告期限

令和3年1月4日(月)から令和3年2月1日(月)までに税務課に郵送またはご持参ください。

※申告期限までに申告がない場合は軽減措置を受けることができませんので、必ず期限内にご申告ください。

お問合せ先

甲斐市役所 市民部 税務課 資産税係
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地
電話 055-278-1663 F A X 055-278-2046